赤ちゃんがうまれた方へ

赤ちゃんが生まれた日から14日以内に出生届が必要です。

市民課戸籍・住基担当窓口での手続きのほか、他の窓口で取り扱う主な制度についての手続きをご案内します。 該当する方は、それぞれ手続きをお願いします。

[R6.4.1]

	制度など	チェッ	ック欄	担当窓口	対象者	手続き	[R6.4.1] 必要なもの
	出生届			市民課 戸籍·住基担当 0942(53)4112	出生された方	出生の日から14日以内に出生届を してください。	出生証明書 母子健康手帳
	個人番号通知書					約1ヶ月後に国より個人番号通知 書が簡易書留郵便にて郵送されま す。	
1	国民健康保険			市民課 国民健康保険担当 0942(65)7015	国民健康保険に加入が必要な方(社会保険等に加入されていない方)	被保険者証をお渡しします。	国民健康保険被保険者証
	出産育児一時金				出産日に国民健康保険に加 入中で出産された方	直接支払制度を利用されない時、 又は出産費用が一時金の額を下 回った場合は、支給申請書を提出 して下さい。 世帯主の方に出産育児一時金を支 給します。	国民健康保険被保険者証 一時金の振込先口座(世帯 主) 領収書、直接支払制度に関 する医療機関との契約書
	産前産後期間の 保険税軽減				国民健康保険加入者で出産された方	産前産後期間に係る保険税軽減届 出書を提出してください。	国民健康保険被保険者証 母子健康手帳など、出産者 と出産日などが分かる書類
2	子ども医療			市民課 公費医療担当 0942(65)7016	出生された方	出生日を含めた30日以内に申請してください	子どもの被保険者証、または健康保 険証明書(様式別添) 父母の個人番号が分かるもの 父母の本人確認書類(運転免許証 など)
	予防接種					予防接種予診票つづりを交付しま す。	
8	国民年金			福祉課 市民相談·年金 担当 0942(65)7021	障害基礎年金を受給されてい る方	障害給付加算開始事由該当届を提 出してください。	障害年金証書 子どもの戸籍抄本 子どもの個人番号がわかるもの
10	児童手当			児童・保育課 -0942(65)7017	中学校修了前のお子さんを養育されている方 *公務員の方は勤務先で手続きしてください。	認定請求書又は額改定認定請求 書を提出してください。 (出生の翌日から15日以内に手続 きが必要です。)	一人目の場合は受給資格者 の健康保険証・預金通帳 個人番号がわかるもの・本 人確認書類
	保育所・幼稚園・認定 こども園・小規模保育 施設・学童保育所など				入所中のきょうだい児がいる 方	退職したり、育児休業を取得する場合、入所中の児童について変更の 手続をしてください。他の書類提出 が必要な場合もあります。	担当にお尋ねください。
	多子出産祝い金			企画調整課 地方創生担当 0942(53)4245		対象児が生まれて1年経過した日から1年以内に申請書を提出してください。	祝い金の振込先口座(申請 者)、印鑑(認印)など
24)	市営住宅			都市対策課 市営住宅担当 0942(65)7029	入居している人が子を出産 し、同居される方	市営住宅異動届を提出してください。	出生の事実とその発生日が 分かる書類の提示(出生証 明書等) 個人番号がわかるもの
31)	ブックスタート			図書館 図書館担当 0942(51)7200	4か月児	保健センターでブックスタートの説 明を受けてください。	
32)	出生連絡票 低体重児出生届			こども家庭サポート センター 子育て世代包括支 援担当 0942(48)1968	出生された方	出生届出時に出生連絡票を持参されている方は提出してください(必須ではありません)。 赤ちゃんの体重が2,500g未満の場合は市に低体重児出生届を行ってください(郵送可)。	出生連絡票 低体重児出生届の用紙 (母子健康手帳交付時にお 渡ししています。)



子ども医療証は、赤ちゃんの健康保険証が出来上がる前でも「健康保険証明書」を提出すれば、手続きすることができます。 詳しくは添付チラシをご覧ください。

~その他のお問い合わせ~ 筑後市役所 TEL 0942-53-4111(直通) 〒833-8601 筑後市大字山ノ井898番地